

1. 経緯

- (1) NICTは、平成24年(2012年)2月3日に、三菱電機から、NICTとの契約において、不適切な作業実績の計上による費用の請求を行っていたとの報告を受け、同社に対して同日付けで指名停止措置を行った。
- (2) NICTは、事実関係の全容解明と過払い額算定のために、三菱電機に特別調査を実施し、また、再発防止策の検討を行った。
- (3) 不正が認められたのは、情報収集衛星の開発に関するもののみであった。これ以外の研究・開発に係る契約及び三菱電機関連会社との契約において不正は認められなかった。

2. 三菱電機による過大請求の全体像

(1) 背景・動機

情報収集衛星の開発に関する契約は、ほとんどが上限付概算契約であり、契約金額を超える工数計上をした場合は請負側が負担し、契約金額を下回った工数計上では差額分を返納されるため、契約金額と同額の工数計上により、三菱電機の利益が最大になる仕組みとなっている。

契約間で実際工数の付替えを行って、全体損益を維持して利益を最大化することを目的としていた。

(2) 実施方法

実際に行った作業とは別の名目での工数計上や、架空工数を計上する方法により、課長等が、課員の入力したデータを修正したり、課員に目標工数の計上を指示するなどして実施。このような方法は「一重帳簿方式」と呼ばれ、真の実績工数データはなく、改ざんされたデータのみが残されている。

工数付替えは、遅くとも1990年代初めから行われていた。

(3) 組織の問題

付替えは、課長レベルの判断のみならず、部長レベル、鎌倉製作所長レベルも認識。上位組織の事業本部長レベルも認識していた。

3. 過払い額の算定

- (1) 不正が認められた情報収集衛星の開発に関する上限付概算契約を対象として、過払い額を算定
- (2) 工数データは改ざんされ真値がないため、三菱電機に残された内部資料から真値におおむね相当する工数データを使用
 - ・設計費・試験費： 負荷・工数調整会議で各課等に割り振られた負荷工数(計画値)を使用し、当該工数が真値に近いことを検証
 - ・加工費： 残存する工数データに補正等を行い、実際の業務に即した値に近いことを検証
- (3) 算定結果： 契約総額約204億円に対して、過払い額は総額約7億円。違約金等は算定中

4. NICTとしての再発防止策

工数付替えによる過大請求を防ぐために、会計検査院の指摘も踏まえ、再発防止策を策定

- (1) 制度調査の実施
 - ① 制度調査・原価監査専任の担当者を配置
 - ② 公認会計士の協力を得て、制度調査実施要領の整備と制度調査の実施
 - ③ 制度調査の実施に当たっては、JAXA等関係機関との連携を検討
- (2) 原価監査の充実・強化

制度調査を踏まえ、公認会計士の協力を得て、原価監査実施要領の整備と原価監査の実施
- (3) 企業側提出資料の信頼性確保
 - ① 実際原価確認に必要な帳票類(作業報告書、出勤簿、給与明細書等)の1年間保存を義務付け
 - ② 虚偽の見積り等による請求は違約金を2倍にするとともに、悪質な場合の更なる増額等を検討
 - ③ 抜打ち調査の実施
 - NICTは鎌倉製作所に対して、抜打ち調査を実施(8月2日, 12月19日)
 - 工数付替えの原因にもなった作業日誌について、記載内容、上長検認、及び保管状況について適切であること等、三菱電機における再発防止の取組み状況を確認
- (4) 契約制度の見直し

委託先企業の製造にかかる費用削減のインセンティブが保てる調達制度を、CSICE等と連携して検討
- (5) 三菱電機における再発防止状況の確認

強化されたコンプライアンス体制が確実に機能しているかなど、特別調査等の実施により確認